

生	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			
生	企	第	3 7 4 号
令和6年3月15日			

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則に基づく
少年補導職員の教育訓練及び指定要領について

少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号）第1条に基づき、触法調査及びぐ犯調査に従事することができる警察職員として指定する少年補導職員に関し、その教育訓練及び指定要領については、下記のとおりとするので、適正かつ効果的な実施に努められたい。

なお、「少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則に基づく少年補導職員の教育訓練及び指定要領について」（令和4年4月1日生企第16号）は、本通達の運用開始をもって廃止する。

記

1 教育訓練

(1) 触法調査関係

ア 専門的知識の習得のための研修

項目等	達成目標	実施方法（例）
①低年齢少年の特性 標準研修時間 5～7時間	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児期から青年期までの少年の心身発達の流れについて理解させる。 ・低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、発達の個人差が大きいこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することについて理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童心理学等の学識経験者等（同程度の専門的知識を有する児童相談所職員、家庭裁判所調査官、警察職員を含む。）による講義
②特別な事情を持つ少年の特性 標準研修時間 3～4時間	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害、知的障害等の特別な事情を持つ少年の症状・特性について理解させる。 ・発達障害等の少年との面接時の留意事項について理解させる。 ・児童相談所等の対応状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童心理学等の学識経験者等（同程度の専門的知識を有する児童相談所職員、家庭裁判所調査官、警察職員を含む。）による講義（事例紹介を含む。）

	等について理解させる。	
③低年齢少年の特性を踏まえた調査要領 標準研修時間 7～9時間	<ul style="list-style-type: none"> ・触法調査に係る関係法令、制度概要、調査の実施要領等について理解させる。 ・特に低年齢少年の特性を踏まえた質問の実施要領について理解させる。 ・児童相談所等の対応状況等について理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少年事件指導官、少年事件選別主任者等による講義（シミュレーションを含めた実技指導、事例研究を含む。） ・児童心理学等の学識経験者等（同程度の専門的知識を有する児童相談所職員、家庭裁判所調査官、警察職員を含む。）による講義（事例紹介を含む。）

イ その他

上記アに掲げるもののほか、触法調査に従事する者としての心構え、秘密の保全、事故防止等についての研修を実施する。

(2) ぐ犯調査関係

少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第28条に基づき、ぐ犯調査に従事する警察職員については、1（1）の教育訓練に加えて、次に掲げる事項に関する研修を受けておくこと（標準研修時間3～4時間）。

- ぐ犯調査に係る関係法令、制度概要等
- ぐ犯調査の実施要領
- その他職務遂行に必要な知識及び技能

2 指定要領

指定については、1に掲げる研修項目の受講状況とともに、少年相談、街頭補導等の少年警察活動の勤務状況、経験等を含めて総合的に判断した上で、指定書（別記様式）により行うものとする。

担当 生活安全企画課少年対策係

別記様式

指 定 書

(氏名)

(所属)

少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則第1条に基づく少年補導職員に指定する

年 月 日

青森県警察本部長